

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 7 号
発行日 令和 6 年 9 月 2 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務実施要綱の制定 (社会福祉課) . . . 1
- 市道路線区域変更告示 (建設課) . . . 14
- 市道路線供用開始告示 (建設課) . . . 15
- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示 (市民・国保課) . . . 16
- 令和 6 年綾部市議会 9 月定例会の招集告示 (総務課) . . . 17
- 指定居宅介護支援事業者廃止告示 (高齢者支援課) . . . 18
- 地縁団体認可告示 (山田自治会) (市民協働課) . . . 19
- 社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部改正 (高齢者支援課) . . . 20
- 綾部市農林業事業費分担金徴収基準に関する告示の一部改正 (下水道課) . . . 29

○ 訓 令 甲

- 綾部市個人情報等管理規程の一部改正 (総務課) . . . 30

○ 公 告

- 綾部市職員採用試験の実施に

つ いて

- (職員課) . . . 31
- 市道小嶋線改良工事条件付一般競争入札について (監理課) . . . 44
- 新都市公園整備工事 (トイレ等設置工事・建築本体工事) 条件付一般競争入札について (監理課) . . . 54
- 庁舎改修整備工事 (本庁北駐車場) 条件付一般競争入札について (監理課) . . . 64
- 公共下水道舗装復旧 (6-1) 工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について (監理課) . . . 74
- 里町舗装復旧工事条件付一般競争入札 (取り抜け方式) について (監理課) . . . 84
- 公示送達 (税務課) . . . 94
- 公示送達 (税務課) . . . 95
- 公示送達 (税務課) . . . 96
- 公示送達 (税務課) . . . 97
- 認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告 (市民協働課) . . . 98
- 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について (農業委員会) . . . 111
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用

集積等促進計画の認可について	
て	(農政課)・・・112
・ 公示送達	(税務課)・・・113
・ 公示送達	(税務課)・・・114
・ 公示送達	(税務課)・・・115
・ 公示送達	(税務課)・・・116
・ 浄化槽設置工事その3条件付 一般競争入札について	(監理課)・・・117
・ 公共下水道舗装復旧(6-1) 工事入札変更公告	(監理課)・・・129
・ 里町舗装復旧工事入札公告の 取り下げ	(監理課)・・・130
○教育委員会告示	
・ 令和6年度第6回(8月)綾 部市教育委員会会議招集告示	・・・131
○選挙管理委員会告示	
・ 令和6年9月定時登録におけ る選挙人名簿登録日について	・・・132
・ 綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	・・・133
・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数	・・・134
・ 合併協議会設置協議について の投票請求に要する有権者総 数の6分の1の数	・・・135

綾部市告示第 1 5 7 号

綾部市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、特に家計への影響が大きい令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯、令和 6 年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯及び令和 6 年 1 月以降の家計急変世帯（以下「住民税非課税世帯等」という。）に対して、臨時的な措置として実施する、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において支給される住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給の対象となる者は、令和 6 年 6 月 3 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和 6 年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による令和 6 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯
- (2) 令和 6 年度分の市町村民税所得割が非課税である世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による令和 6 年度分の市町村民税所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯
- (3) 令和 6 年 1 月以降の家計急変世帯 前 2 号に該当する世帯以外の世帯のうち、予期せず令和 6 年 1 月から令和 6 年 1 0 月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和 6 年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められ

る世帯（同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和6年1月から令和6年10月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。）をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 令和6年度分の市町村民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税が課されていない者を含む世帯

(2) 綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和4年綾部市告示第204号）第3条に規定する給付金の支給対象者で、令和5年12月1日を基準日とする7万円の給付を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（未申請又は支給を辞退した場合を含む。）

(3) 綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和6年綾部市告示第22号）第3条に規定する給付金の支給対象者で、令和5年12月1日を基準日とする10万円の給付を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（未申請又は支給を辞退した場合を含む。）

(4) 他の自治体において、同様の給付金の対象であった世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（未申請又は支給を辞退した場合を含む。）

（支給額）

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する住民税非課税世帯等臨時特別給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。ただし、綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱第3条に規定する給付金の支給対象者で、令和5年6月1日を基準日とする3万円の給付を受けた世帯に対して支給する額は、1世帯当たり7万円とする。

2 前条第1項第1号及び第2号に規定する支給対象世帯のうち、同一の世帯に平成18年4月2日から令和6年10月31日までの間に出生した者（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第3項に規定する施設入所等児童を除く。以下「こども」という。）を含む世帯については、前項に定める額に、当該世帯において扶養されているこども1人当たり5万円を加算する。

（受給権者）

第5条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとす

る。

（給付金の支給申請）

第6条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けようとする者は、第3条に定める支給対象者に応じて、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）又は住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号）若しくは住民税非課税世帯等臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）（様式第3号）（以下様式第2号又は様式第3号を「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請書による申請者は、申請者本人による申請であることを証するため、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示しなければならない。

（代理による支給申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書により申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（3）親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で特に市長が認める者

2 代理人が申請者に代わって申請する場合は、原則として委任状の提出及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出をしなければならない。なお、確認書を提出する場合には、確認書の委任欄に記載するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（給付金の受付開始日及び提出期限）

第8条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 住民税非課税世帯等への支給に関する確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出期限は、市長が別に定める日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定による確認書等の提出があつたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するものとする。

（支給の方法）

第10条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給については、当該支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、窓口支給とする。

（1）金融機関に口座を開設していない場合

(2) 特に市長が必要と認めた場合

(住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の規定による確認書等の提出が第8条第2項の確認書等の提出期限までに行われなかった場合は、支給対象者が住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った住民税非課税世帯等臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年8月6日から施行する。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者を本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書においても、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。ただし、女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点

で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給権者とする。ただし、以下の（1）から（5）までのいずれかに該当する児童は

- （1）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （2）児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （3）身体障害者福祉法第18条第2項若しくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （4）生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月

3 1日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。)

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が措置入所等担当から給付金担当に対して行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に対して住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者(措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。))を含む。以下同じ。)(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者(2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市に住民基本台帳に記録されたときは受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の受給権者とする。

● **世帯主の方が記入してください。**

左記記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	年 月 日	連絡先 電話番号	
-------	--	-----	-------	-------------	--

※代理人が対象世帯主の代わりに確認・請求・受給する場合は、下記の【代理人確認・受給を行う場合】にも記入してください。

【代理人確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人 生年月日	代理人住所
	代理人氏名		年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の（ 確認・請求 受給 確認・請求及び受給 ）を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。				日中に連絡可能な電話番号 () 署名又は記名押印 世帯主氏名 (印) (注)代理人名ではありません。

※ 租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 令和6年 月 日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期間までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

振込先金融機関口座確認書類

* 左面の②に記入した口座への振込みを希望される場合は、
 ここに確認書類を添付してください。
 (①への振込みを希望される場合は不要です。)

確認書類：受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
 通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類・代理人確認書類

* 左面の②に記入した口座への振込みを希望される場合又は代理人が受給する場合は、
 ここに確認書類を添付してください。

確認書類：マイナンバーカード（表面のみ）、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのものの写し（いずれか1つ）
 上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

* 代理人による手続の場合は、給付対象者世帯主と代理人両方の本人確認書類を添付

様式第2号(第6条関係)

住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

市区町村
受付印

支給市区町村(※令和6年6月3日時点の市区町村)

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員及び世帯員に扶養されていることについて記載(令和6年6月4日から10月31日までに出産したこともについても記載)

	(フリガナ)	申請者との続柄	個人番号		現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載	令和6年度住民税課税状況	こども加算(18歳以下)世帯員に扶養されていることも
	氏 名		生 年 月 日	大・昭・平・令				
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> こども加算対象 <input type="checkbox"/> 対象外
2					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> こども加算対象 <input type="checkbox"/> 対象外
3					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> こども加算対象 <input type="checkbox"/> 対象外
4					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> こども加算対象 <input type="checkbox"/> 対象外
5					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税(均等割のみ) <input type="checkbox"/> 課税(所得あり) <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> こども加算対象 <input type="checkbox"/> 対象外

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入下さい。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を指定される場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代)) までご連絡ください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税又は均等割のみ課税世帯である。
 イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
 (注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
 ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
 エ 令和5年度に7万円及び10万円の給付金の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。
 オ 子ども加算の対象となる子どもは、申請者(世帯員も含む)と生計を同一にすることもである。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期間までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

住民税非課税世帯等臨時特別給付金申請書(請求書)
 (申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの(いずれか1つ)
 上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

様式第3号(第6条関係)

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)
申請書(請求書)

市区町村
受付印

支給市区町村(※申請時の住所地市区町村)

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電 話 ()

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	個人番号	令和6年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R6.1以降 家計急変が あった者
	生年月日				
1	(申請者)	本人			
2			大・昭・平・令 年 月 日		
3			大・昭・平・令 年 月 日		
4			大・昭・平・令 年 月 日		
5			大・昭・平・令 年 月 日		

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください。)		通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を指定される場合は、貯金通帳の見開き 左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご 記入ください。	1 0 ※			

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代))までご連絡ください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(家計急変世帯分)の支給対象となるには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税水準相当である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
エ 令和5年度に7万円及び10万円の給付金の対象となった世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではない。
- ② 既に他の市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であった者のみで構成される世帯ではありません。

給付金(家計急変世帯分)は、予期せず家計が急変し収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものを対象月として給付申請した場合など、予期せず家計が急変し収入が減少したわけではないにもかかわらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正支給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ③ 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期間までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等臨時特別給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙)
- 『「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入に係る経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者のマイナンバーカード(表面のみ)、運転免許証、障害者手帳等顔写真付きのもの(いずれか1つ)
上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和6年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附票の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

綾部市告示第 1 5 8 号

市道路線の区域の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 8 月 2 3 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 変更する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	変 更	敷地の幅員 (メートル)
0 6 2 4	斉神社線	下八田町上澤 7 番 4 下八田町上澤 1 0 番 1 0	38.09	前	最大 4.16 最小 4.08
				後	最大 9.00 最小 9.00
1 2 7 6	駅北中央線	井倉町瓜田 8 番 9 青野町西馬場下 2 7 番 4	191.50	前	最大 85.00 最小 11.00
				後	最大 83.57 最小 11.00

綾部市告示第 1 5 9 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 8 月
日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 6 年 8 月 9 日から令和 6 年 8 月 2 3 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
0 6 2 4	斉神社線	下八田町上澤 7 番 4	下八田町上澤 1 0 番 1 0
1 2 7 6	駅北中央線	井倉町瓜田 8 番 9	青野町西馬場下 2 7 番 4

綾部市告示第160号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和6年8月20日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和6年4月1日	綾0832-63047・01
令和6年4月1日	綾0832-21098・01
令和6年4月1日	綾0832-91005・01

綾部市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和6年9月2日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和6年8月26日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第168号

次の指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月27日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人 丹の国福社会
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 在宅介護支援センターあやべ西
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市小畑町埋野98-1
- 5 指定事業所番号 2651880011
- 6 廃止の年月日 令和6年9月30日

綾部市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和6年8月27日

綾部市長 山崎 善也

1 名 称

山田自治会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 地域の防火、防災に関する事。
- (4) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関する事。
- (5) 会員の福祉厚生に関する事。
- (6) 集会施設等の管理運営に関する事。
- (7) 共有財産の維持管理に関する事。
- (8) その他目的を達成するために必要な事。

3 区 域

本会は、綾部市八津合町山田及び、山ノ神の区域をもって構成する。

4 主たる事務所

京都府綾部市八津合町山ノ神27番乙に置く。

5 代表者

綾部市八津合町山田37
岸本 敏之

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和6年8月27日

綾部市告示第 1 7 0 号

社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「様式第 1 号」の次に「又は様式第 1 号の 2」を加える。

第 4 条中「様式第 2 号」の次に「又は様式第 2 号の 2」を加える。

第 5 条中「様式第 3 号」の次に「又は様式第 3 号の 2」を加え、「様式第 4 号及び様式第 5 号」を「様式第 4 号、様式第 5 号又は様式第 6 号」に改める。

別表対象者の項離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業の欄中「綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱」を「綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱」に改め、同項中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業の欄中「綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱（平成 1 7 年綾部市告示第 7 2 号）」を「綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱」に改め、同表備考の項中「綾部市訪問介護利用者支援事業実施要綱」を「綾部市訪問介護等利用支援事業実施要綱」に改める。

様式第 1 号中「㊦」を「㊰」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第1号の2（第3条関係）

社会福祉法人による利用者負担軽減申出書
 （離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業）

年 月 日

綾部市長 様

所在地
 申請者
 名 称

印

社会福祉法人による利用者負担の軽減を下記のとおり実施するので申し出ます。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所 在 地	(〒 ー)			
	連 絡 先	電話番号		FAX番号	
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ 氏 名	
	代表者の住所	(〒 ー)			
軽 減 制 度 予 定 事 業 所 の 状 況	事業所の名称	所 在 地		実施事業の種類	

様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第2号の2 (第4条関係)

社会福祉法人利用者負担軽減対象確認申請書
(離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業)

フリガナ 被保険者氏名	-----		確認番号				
			被保険者番号	：	：	：	：
			個人番号				
生年月日	年	月	日生	性別	男・女		
住 所	〒			電話番号			
利用者負担額 軽減申請理由							
<p>綾部市長 様</p> <p>上記のとおり社会福祉法人による利用者負担額の軽減対象の申請をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名</p>							

綾部市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	(本人市民税課税状況)
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

告 示

様式第 5 号中「社会福祉法人等」を「社会福祉法人」に、

「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」を「

年	月	日		
---	---	---	--	--

」に改め、同

様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号（第5条関係）

社会福祉法人利用者負担軽減確認証 （離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業）							
交付年月日		年	月 日				
確認番号							
受給者	住所						
	フリガナ						
	氏名						
	生年月日	年	月 日				
介護保険被保険者番号							
適用年月日		年	月 日から				
有効期限		年	月 日まで				
減額内容 （減額率）							
発行機関名 及び印		<table border="1" style="width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 25px;"></td> <td style="width: 25px;"></td> <td style="width: 25px;"></td> <td style="width: 25px;"></td> </tr> </table> 京都府綾部市 綾部市長 印					

（裏面）

<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。</p> <p>二 対象となるサービスは、離島等地域に所在する社会福祉法人が実施する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）です。</p> <p>三 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。</p> <p>四 前記のサービスを利用した場合、利用者負担額が、前面に記載されている減額率により減額されます。</p> <p>五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は、軽減確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市役所に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市役所にその旨を届け出てください。不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>

附 則

この告示は、令和6年8月30日から施行する。

綾部市告示第171号

綾部市農林業事業費分担金徴収基準に関する告示（平成15年綾部市告示第106号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月2日

綾部市長 山崎善也

綾部市農林業事業費分担金徴収基準の表備考第3項中「さらに、新規加入に伴い必要となる接続工事に要する工事費の分担金は、上記の「地元」を「新規加入者」と読み替え10パーセントとし、前述の分担金とは別途に徴収する。ただし、事業着手時に加入を拒否した者及び宅地造成等営利を目的として行う業を営む者については、接続工事の75パーセントとする。（平成12年7月1日）」を削り、同表備考第4項を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

綾部市訓令甲第13号

庁 中 一 般

綾部市個人情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年8月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市個人情報等管理規程の一部を改正する訓令

綾部市個人情報等管理規程（令和6年綾部市訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保有する個人情報」の次に「（実施機関が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年8月29日から施行する。

綾部市公告第100号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和6年8月2日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和6年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第3次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



令和6年度

綾部市職員採用試験〈第2回一般試験〉

あなたのその『力』
綾部市民のために活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・社会福祉士
保健師・土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和6年8月5日（月）～令和6年8月29日（木）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に従事
保健師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和7年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません。	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成8年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成8年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和7年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区 分	試験内容	日 時	場 所
第1次試験	一般教養試験又はSPI3試験の選択	令和6年9月22日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和6年10月13日(日)	
第3次試験	面接試験	令和6年11月2日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試験内容	
一般教養試験	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能) 択一式、試験時間120分、試験問題は学歴別
SPI3 基礎能力検査	言語及び非言語に関する能力検査 択一式、試験時間70分、試験問題は学歴別
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム（第2回一般試験）」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/680524 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p>	
受付期間	<p>*令和6年8月5日(月)午前8時30分～8月29日(木)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>	
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>	
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>	

※インターネットによる申込みができない方は、8月21日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年10月8日(火)午前10時
 綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
 ○綾部市ホームページ(掲載期間:令和6年10月13日(日)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 令和6年10月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和6年11月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)社会福祉士及び保健師合格者で、免許又は資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、令和7年3月末日までに免許又は資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

- (3) 最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人（採用待機者）を含みます。
- (4) 最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	196,200円	179,100円	166,600円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

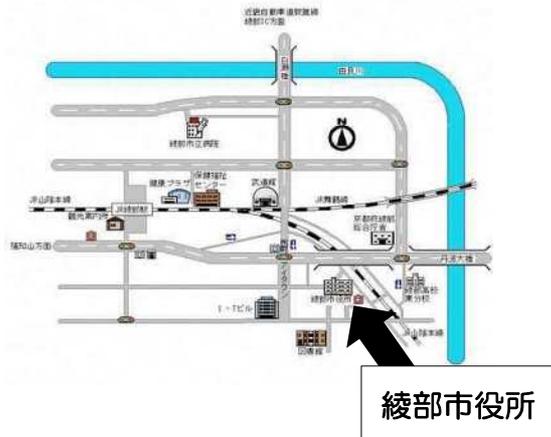
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求 できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び 総合得点	第2次試験の順位及び 総合得点	第3次試験の順位及び 総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

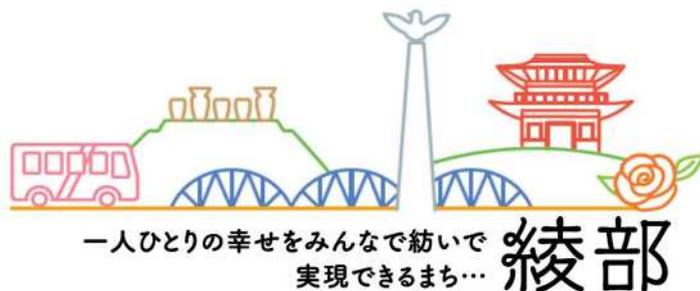
〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228





令和6年度 綾部市職員採用試験<<第3回社会人経験枠>>

あなたのその 『 経験 』 活かしてください!

■ 募 集 職 種

事務職員・事務職員（デジタル人材）・社会福祉士
保健師・土木技師・建築技師・消防職員

■ 受 付 期 間

令和6年8月5日（月）～令和6年8月29日（木）

■ 採用予定日

令和7年4月1日



1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
保健師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち、通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)平成元年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)平成元年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(それぞれ同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和6年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

2 試験の内容、日時及び場所

区分	試験内容	日時	場所
第1次試験	SPI3試験	令和6年9月22日(日) 午前9時30分(受付:午前9時から)	綾部市役所
第2次試験	作文試験 面接試験 体力測定(消防職員)	令和6年10月13日(日)	
第3次試験	面接試験	令和6年11月2日(土)	

※ 自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

試 験 内 容	
SPI3試験	言語及び非言語に関する能力検査 試験時間70分
作文試験	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験 原稿用紙800字以内、試験時間45分
体力測定 (消防職員のみ)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
面接試験	人物評価

3 受験申込方法

申込方法	<p>*綾部市ホームページの「令和6年度綾部市職員採用試験申込フォーム (第3回社会人経験枠)」から申し込んでください。 https://logoform.jp/form/39Fi/680544 *右記の二次元バーコードからスマートフォンでも申し込み可能です。</p> 
受付期間	<p>*令和6年8月5日(月)午前8時30分～8月29日(木)午後5時15分 *受付期間内に申し込みデータを受信完了したものに限り受け付けます。 *メンテナンス等により申込フォームが運用休止等となる場合がありますので、余裕をもって申し込みをしてください。 *使用されるパソコンやスマートフォンの通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。</p>
注意事項	<p>*申し込みが完了すると、受付完了メールが自動送信されます。 *申し込み完了メールは「no-reply@logoform.jp」から届くため、あらかじめ迷惑メール設定を解除、もしくは受信設定をしてください。 *申込完了メールが届かない場合は、職員課まで連絡してください。</p>
当日受付	<p>第1次試験当日の受付時に、申込完了メールを確認しますので、スマートフォン等でメール画面を呈示するか、メール本文を印刷の上、持参してください。</p>

※インターネットによる申し込みができない方は、8月21日(水)までに職員課まで問い合わせてください。

○その他

身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。
 試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。

4 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年10月8日(火)午前10時
綾部市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者の方にはメールにて第2次試験の案内を通知しますので、必ず内容を確認してください。
○綾部市ホームページ(掲載期間:令和6年10月13日(日)午前10時まで)
<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。
- (2)第2次合格発表 令和6年10月下旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。
- (3)最終合格発表 令和6年11月中旬(予定) 受験者本人にメールで通知します。



5 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和7年4月1日に採用されますが、すでに基準学歴の学校を卒業されている場合は、令和6年度中の採用になる場合があります。なお、「令和6年度・令和7年度綾部市職員採用候補者名簿」は、令和8年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(採用待機者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。

6 給与、福利厚生等

(令和6年4月1日現在)

区 分	大学の新卒者	大卒32歳 (職務経験10年)
初任給 (月額)	196,200円	278,700円

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

7 試験結果の開示

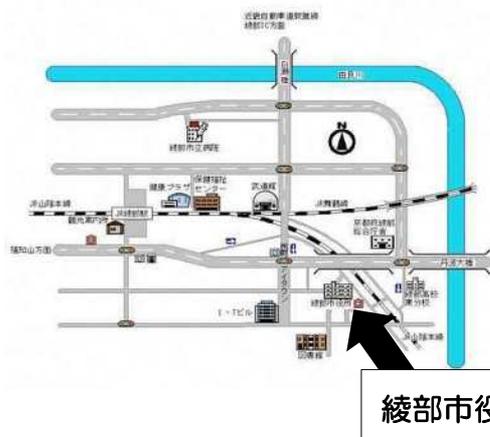
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	各合格発表の日(通知日)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)		
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階(市長公室職員課) 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

試験会場(綾部市役所) 案内図

* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分



■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

Tel 0773-42-4228



綾部市公告第101号

道路整備事業、市道小嶋線改良工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 65号 |
| (2) 工 事 名 | 市道小嶋線改良工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市上杉町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=102.4m W=3.0~3.7m
側溝工 L=96m
路盤工 A=300m ² |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年1月 7日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は550円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年8月23日（金）から

令和6年8月26日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年9月4日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)	(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

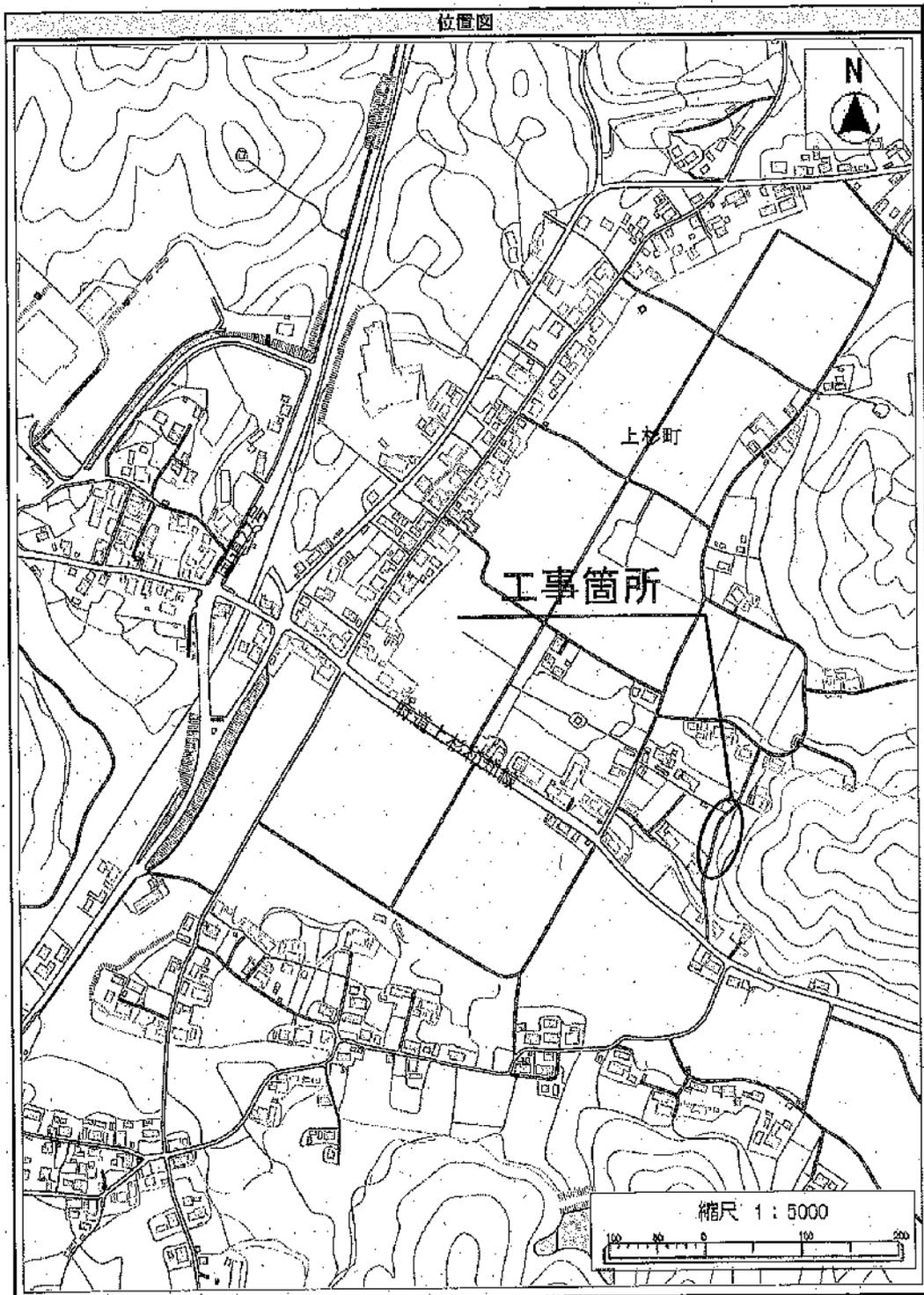
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第102号

新都市公園整備事業、新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・建築本体工事）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 66号 |
| (2) 工 事 名 | 新都市公園整備工事（トイレ等設置工事・建築本体工事） |
| (3) 工事場所 | 綾部市並松町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | トイレ設置
鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 33.46㎡
コンテナハウス設置
軽量鉄骨造 平屋建 延床面積 8.05㎡
上記に係る建築工事及び機械設備工事 一式 |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年2月 6日まで（150日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は860円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年8月23日（金）から

令和6年8月26日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和6年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和6年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年9月4日（水）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

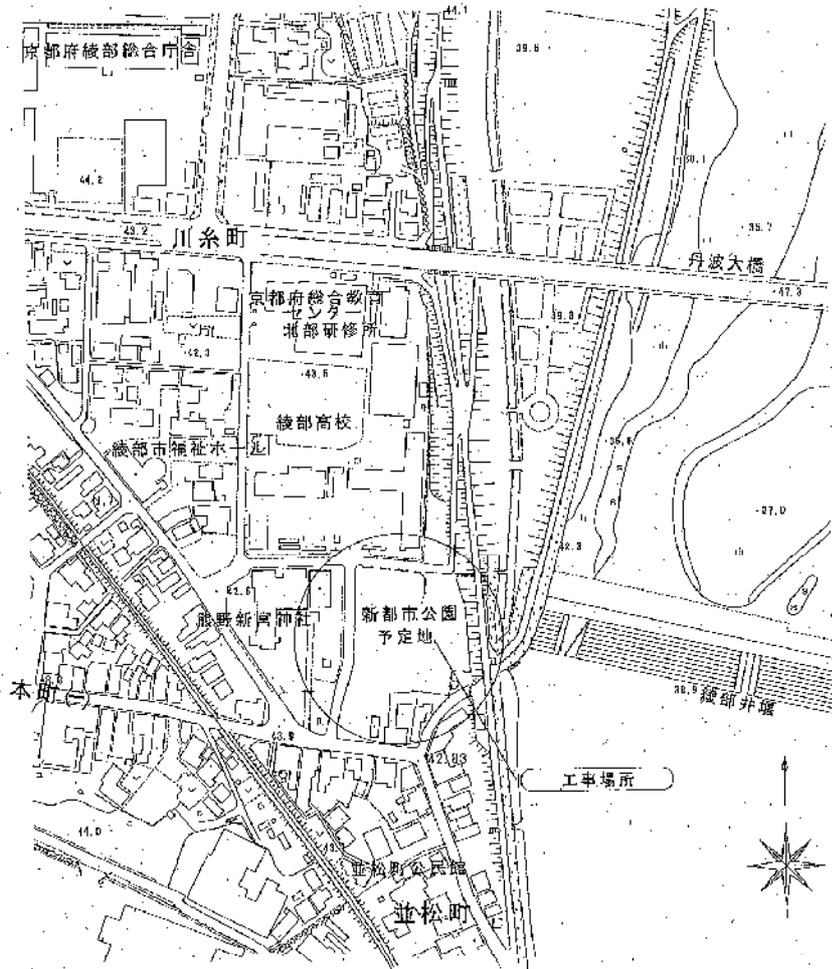
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図

新都市公園整備工事

綾部市公告第103号

庁舎改修整備事業（本庁北駐車場）、庁舎改修整備工事（本庁北駐車場）に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和6年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 工事番号 | 第506 67号 |
| (2) 工 事 名 | 庁舎改修整備工事（本庁北駐車場） |
| (3) 工事場所 | 綾部市若竹町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 車庫（5連）1基新設 |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年1月 7日まで（120日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で建築工事のB等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

- (2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は240円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年8月23日（金）から

令和6年8月26日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年9月2日(月)午前9時から午後6時まで
令和6年9月3日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年9月4日(水)午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。

- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 (工 事 名) 工 事 (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

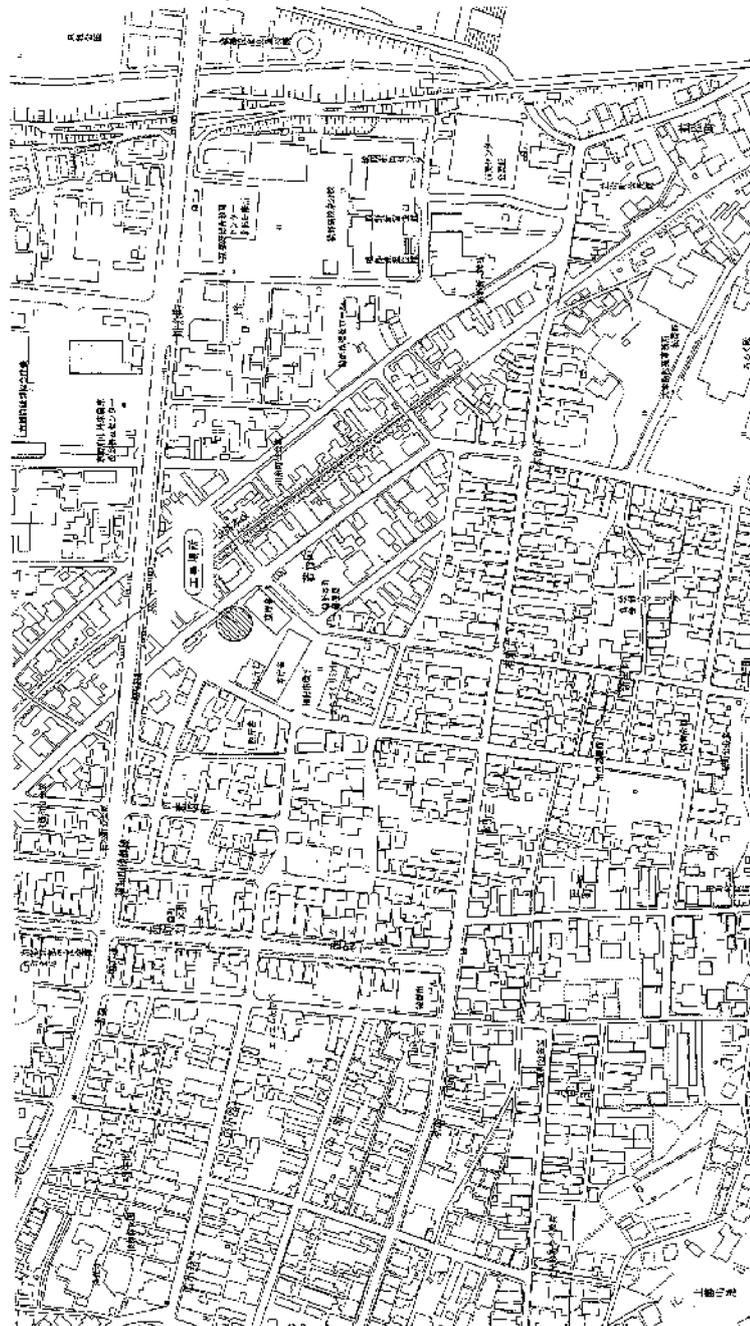
2) 主任技術者

- 1 建築工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が8,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が8,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が8,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が8,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第104号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（6-1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和6年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 69号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（6-1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L=837.5m W=2.6~7.3m
アスファルト舗装工 A=3,396㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年1月27日まで（140日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月5日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は420円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月16日(金)午前9時から午後6時まで

令和6年8月19日(月)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年8月23日(金)から

令和6年8月26日(月)正まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年8月28日(水)午後5時までに京都府入札情報公開システ

ムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにはファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①日時 令和6年9月2日(月) 午前9時から午後6時まで
令和6年9月3日(火) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年9月4日(水) 午前10時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 69号 公共下水道舗装復旧(6-1)工事	1	本案件
第506 70号 里町舗装復旧工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手持 工事		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

2) 主任技術者

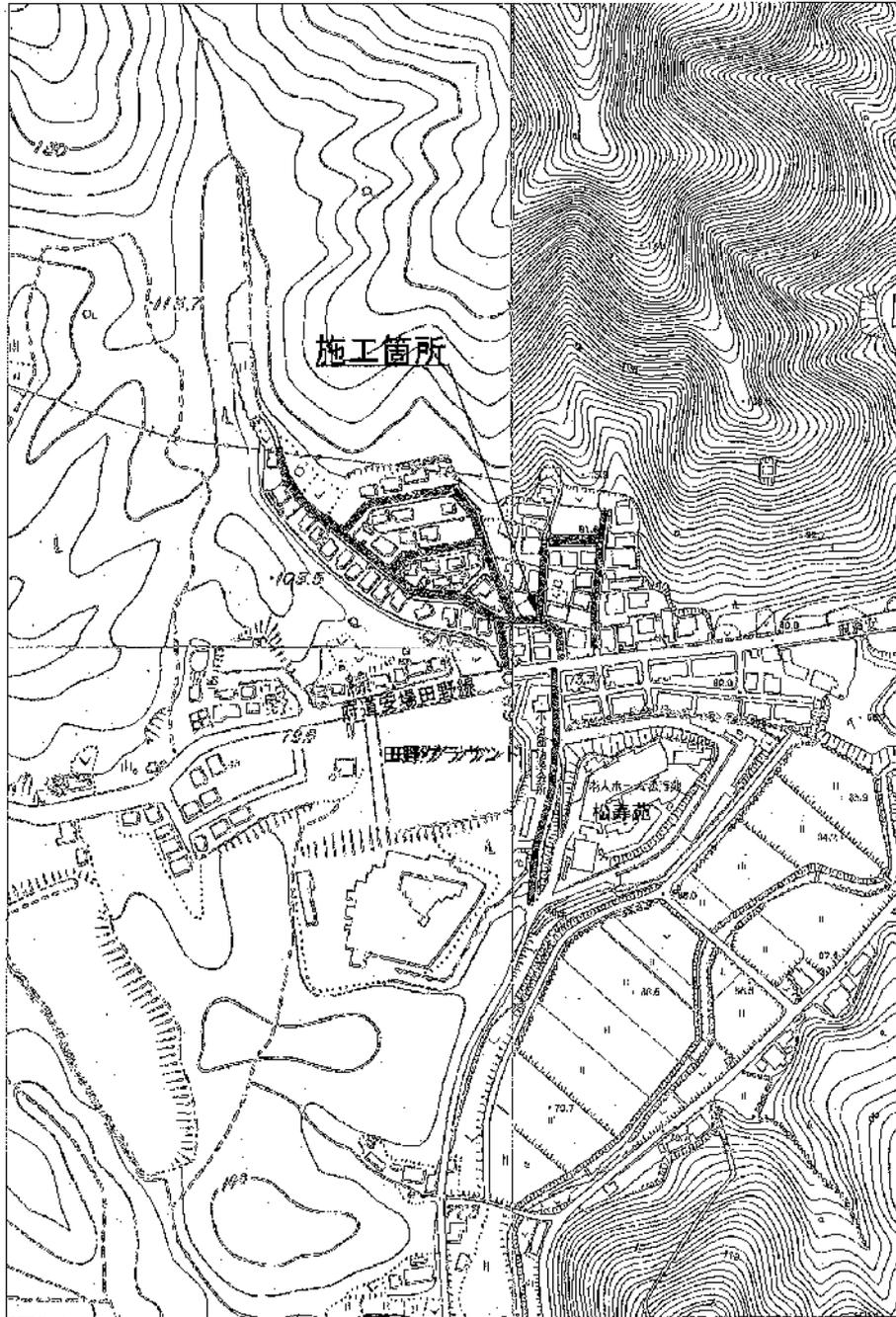
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



公共下水道舗装復旧(6-1)工事

綾部市公告105号

水量水質安定的対策事業、里町舗装復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和6年8月5日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 70号 |
| (2) 工 事 名 | 里町舗装復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 360.0m W = 5.0 ~ 25.2m
舗装打替工 A = 244㎡
路面切削工 A = 2,699㎡
オーバーレイ工 A = 2,699㎡
区画線工 L = 804m |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年1月17日まで（130日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和6年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のA等級で登録されており、令和6年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間において、完了工事の成績評価点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月5日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は360円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月16日（金）午前9時から午後6時まで

令和6年8月19日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年8月23日（金）から

令和6年8月26日（月）正まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年8月28日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年9月2日（月）午前9時から午後6時まで
令和6年9月3日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年9月4日（水）午前10時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第506 69号 公共下水道舗装復旧（6-1）工事	1	
第506 70号 里町舗装復旧工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)		手 持 工 事 (工 事 名) (請 負 金 額) (役 職 名) (完 了 予 定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

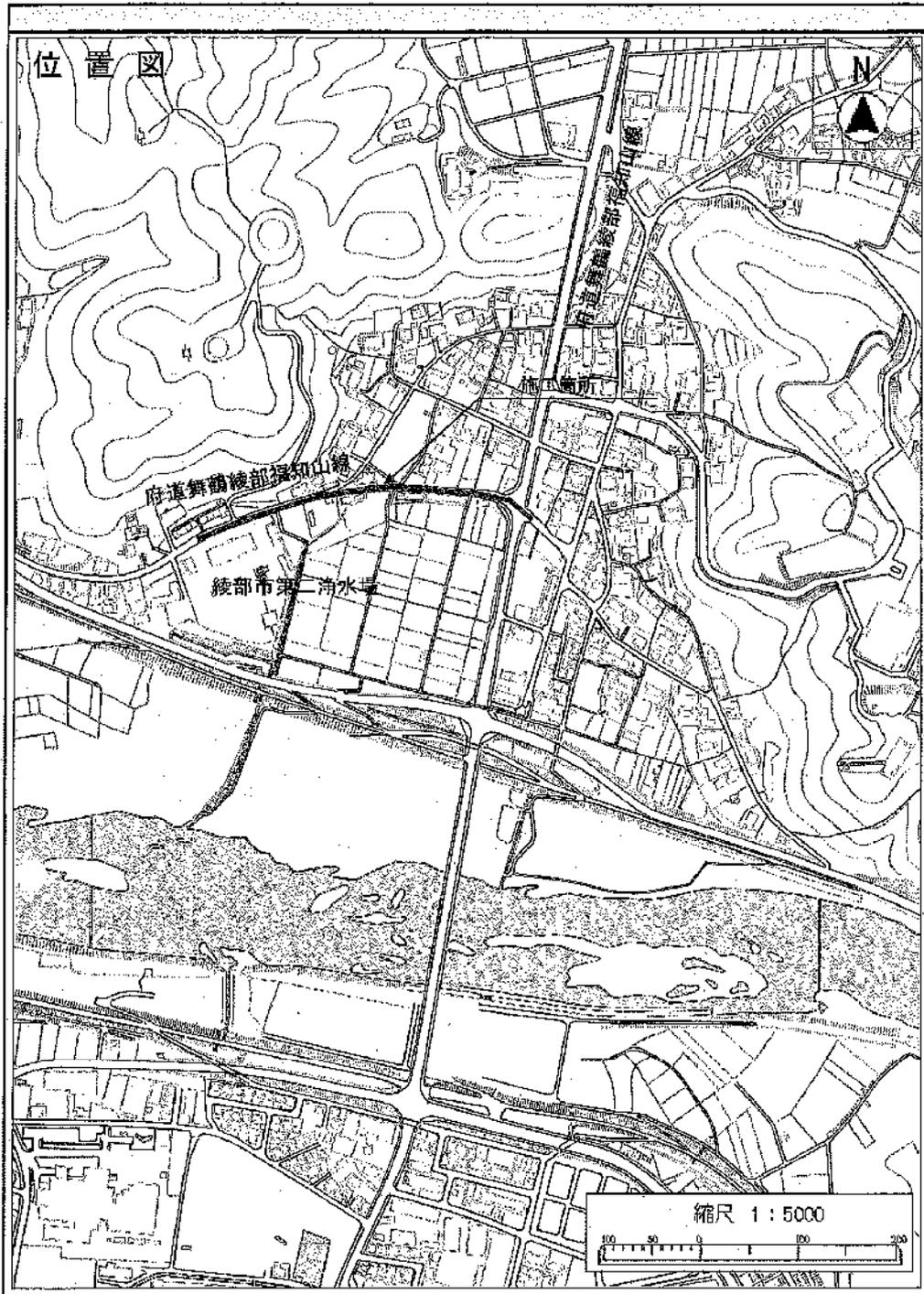
2) 主任技術者

- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第106号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年8月5日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第107号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年8月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第108号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年8月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第109号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和6年8月7日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 6 年 8 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

小呂町自治会

(2) 区域

綾部市小呂町の全域とする。

(3) 主たる事務所の所在地

京都府綾部市小呂町長田 1 8 番地の 5

2 申請不動産に関する事項

・土地

番号	地目	面積	所在地
①	保安林	4 9 5 平方メートル	綾部市小呂町舂森 1 番 3
②	保安林	1 4 8 7 平方メートル	綾部市小呂町舂森 1 番 4
③	保安林	1 2 1 9 平方メートル	綾部市小呂町舂森 1 番 5
④	保安林	1 2 1 9 平方メートル	綾部市小呂町舂森 1 番 6

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市小呂町舂森 1 番 3

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 1 6 番地
氏名 小村イサノ

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 3 番地
氏名 梅原春雄

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 2 4 番地
氏名 梅原好太郎

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂 6 5 番戸
氏名 梅原新兵衛

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 7 番地
氏名 小村敏夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字大杭 1 番地
氏名 白波瀬為一

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬次夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字堂本 7 番地
氏名 大槻伊太郎

住所 京都府宇治市広野町尖山 4 番地 2 3 9
氏名 四方男治

住所 京都府綾部市小呂町尾ヶ谷 1 1 番地
氏名 梅原寛

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 0 番地
氏名 白波瀬誠夫

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 9 番地
氏名 四方武

住所 京都府綾部市小呂町庄ノ谷 6 番地の 1
氏名 梅原善一

住所 京都府綾部市寺町上石 2 4、2 3 番地
氏名 四方武次郎

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 番地
氏名 渡辺善次

住所 兵庫県尼崎市武庫元町三丁目 6 番 2 4－2 0 7 号
氏名 梅原俊夫

住所 京都府久世郡城陽町大字平川小字室木 1 0 4 番地の 7
氏名 安野正一

住所 京都府綾部市小呂町鍛冶田 2 番地
氏名 大槻與三郎

住所 京都府綾部市小呂町有立 5 番地
氏名 村上シズ

住所 京都府綾部市位田町岬 7 番地の 4 2
氏名 鹿士真一郎

住所 京都府綾部市小呂町深谷 7 番地
氏名 白波瀬隆明

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 1 番地
氏名 四方晉

住所 京都府綾部市小呂町庄尻 2 4 番地の 1
氏名 木下幸太朗

住所 京都府綾部市里町向屋敷 8 8 番地
氏名 秋田直之

住所 京都府綾部市小呂町堂本 2 番地
氏名 四方千嘉雄

住所 京都府綾部市上野町小倉 3 1 番地
氏名 四方藤夫

住所 京都府宇治市槇島町南落合 6 4 番地の 4 5
氏名 岡本秀和

住所 京都府綾部市小呂町兼行 1 番地
氏名 村上田鶴江

住所 京都府綾部市小呂町小谷 2 1 番地
氏名 村上一三

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬茂

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 番地
氏名 四方美好

住所 京都府綾部市小呂町中戸 7 番地
氏名 秋田光男

住所 大阪府吹田市竹見台四丁目 1 番 B 1 1 - 5 0 8 号
氏名 梅原明雄

住所 京都府綾部市小呂町有立 4 番地
氏名 四方勇夫

住所 京都府綾部市小呂町宮ヶ迫 3 番地の 6
氏名 梅原三夫

②綾部市小呂町舂森 1 番 4

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 1 6 番地
氏名 小村イサノ

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 3 番地
氏名 梅原春雄

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 2 4 番地
氏名 梅原好太郎

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂 6 5 番戸
氏名 梅原新兵衛

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 7 番地
氏名 小村敏夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字大杭 1 番地
氏名 白波瀬為一

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬次夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字堂本 7 番地
氏名 大槻伊太郎

住所 京都府宇治市広野町尖山 4 番地 2 3 9
氏名 四方男治

住所 京都府綾部市小呂町尾ヶ谷 1 1 番地
氏名 梅原寛

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 0 番地
氏名 白波瀬誠夫

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 9 番地
氏名 四方武

住所 京都府綾部市小呂町庄ノ谷 6 番地の 1
氏名 梅原善一

住所 京都府綾部市寺町上石 2 4、2 3 番地
氏名 四方武次郎

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 番地
氏名 渡辺善次

住所 兵庫県尼崎市武庫元町三丁目 6 番 2 4 - 2 0 7 号
氏名 梅原俊夫

住所 京都府久世郡城陽町大字平川小字室木 1 0 4 番地の 7
氏名 安野正一

住所 京都府綾部市小呂町鍛冶田 2 番地
氏名 大槻與三郎

住所 京都府綾部市小呂町有立 5 番地
氏名 村上シズ

住所 京都府綾部市位田町岬 7 番地の 4 2
氏名 鹿士真一郎

住所 京都府綾部市小呂町深谷 7 番地
氏名 白波瀬隆明

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 1 番地
氏名 四方晋

住所 京都府綾部市小呂町庄尻 2 4 番地の 1
氏名 木下幸太朗

住所 京都府綾部市里町向屋敷 8 8 番地
氏名 秋田直之

住所 京都府綾部市小呂町堂本 2 番地
氏名 四方千嘉雄

住所 京都府綾部市上野町小倉 3 1 番地
氏名 四方藤夫

住所 京都府宇治市槇島町南落合 6 4 番地の 4 5
氏名 岡本秀和

住所 京都府綾部市小呂町兼行 1 番地
氏名 村上田鶴江

住所 京都府綾部市小呂町小谷 2 1 番地
氏名 村上一三

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬茂

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 番地
氏名 四方美好

住所 京都府綾部市小呂町中戸 7 番地
氏名 秋田光男

住所 大阪府吹田市竹見台四丁目 1 番 B 1 1 - 5 0 8 号
氏名 梅原明雄

住所 京都府綾部市小呂町有立 4 番地
氏名 四方勇夫

住所 京都府綾部市小呂町宮ヶ迫 3 番地の 6
氏名 梅原三夫

③綾部市小呂町舂森 1 番 5

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 1 6 番地
氏名 小村イサノ

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行 3 番地
氏名 梅原春雄

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 2 4 番地
氏名 梅原好太郎

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂 6 5 番戸
氏名 梅原新兵衛

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷 7 番地
氏名 小村敏夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字大杭 1 番地
氏名 白波瀬為一

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬次夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字堂本 7 番地
氏名 大槻伊太郎

住所 京都府宇治市広野町尖山 4 番地 2 3 9
氏名 四方男治

住所 京都府綾部市小呂町尾ヶ谷 1 1 番地
氏名 梅原寛

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 0 番地
氏名 白波瀬誠夫

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 9 番地
氏名 四方武

住所 京都府綾部市小呂町庄ノ谷 6 番地の 1
氏名 梅原善一

住所 京都府綾部市寺町上石 2 4、2 3 番地
氏名 四方武次郎

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 番地
氏名 渡辺善次

住所 兵庫県尼崎市武庫元町三丁目 6 番 2 4 - 2 0 7 号
氏名 梅原俊夫

住所 京都府久世郡城陽町大字平川小字室木 1 0 4 番地の 7
氏名 安野正一

住所 京都府綾部市小呂町鍛冶田 2 番地
氏名 大槻與三郎

住所 京都府綾部市小呂町有立 5 番地
氏名 村上シズ

住所 京都府綾部市位田町岬 7 番地の 4 2
氏名 鹿士真一郎

住所 京都府綾部市小呂町深谷 7 番地
氏名 白波瀬隆明

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 1 番地
氏名 四方晋

住所 京都府綾部市小呂町庄尻 2 4 番地の 1
氏名 木下幸太朗

住所 京都府綾部市里町向屋敷 8 8 番地
氏名 秋田直之

住所 京都府綾部市小呂町堂本 2 番地
氏名 四方千嘉雄

住所 京都府綾部市上野町小倉 3 1 番地
氏名 四方藤夫

住所 京都府宇治市槇島町南落合 6 4 番地の 4 5
氏名 岡本秀和

住所 京都府綾部市小呂町兼行 1 番地
氏名 村上田鶴江

住所 京都府綾部市小呂町小谷 2 1 番地
氏名 村上一三

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬茂

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 番地
氏名 四方美好

住所 京都府綾部市小呂町中戸 7 番地
氏名 秋田光男

住所 大阪府吹田市竹見台四丁目1番B11-508号
氏名 梅原明雄

住所 京都府綾部市小呂町有立4番地
氏名 四方勇夫

住所 京都府綾部市小呂町宮ヶ迫3番地の6
氏名 梅原三夫

④綾部市小呂町舂森1番6

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行16番地
氏名 小村イサノ

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字兼行3番地
氏名 梅原春雄

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷24番地
氏名 梅原好太郎

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂65番戸
氏名 梅原新兵衛

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字小谷7番地
氏名 小村敏夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字大杭1番地
氏名 白波瀬為一

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字深谷17番地
氏名 白波瀬次夫

住所 京都府何鹿郡吉美村大字小呂小字堂本7番地
氏名 大槻伊太郎

住所 京都府宇治市広野町尖山4番地239
氏名 四方男治

住所 京都府綾部市小呂町尾ヶ谷 1 1 番地
氏名 梅原寛

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 0 番地
氏名 白波瀬誠夫

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 9 番地
氏名 四方武

住所 京都府綾部市小呂町庄ノ谷 6 番地の 1
氏名 梅原善一

住所 京都府綾部市寺町上石 2 4、2 3 番地
氏名 四方武次郎

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 番地
氏名 渡辺善次

住所 兵庫県尼崎市武庫元町三丁目 6 番 2 4 - 2 0 7 号
氏名 梅原俊夫

住所 京都府久世郡城陽町大字平川小字室木 1 0 4 番地の 7
氏名 安野正一

住所 京都府綾部市小呂町鍛冶田 2 番地
氏名 大槻與三郎

住所 京都府綾部市小呂町有立 5 番地
氏名 村上シズ

住所 京都府綾部市位田町岬 7 番地の 4 2
氏名 鹿士真一郎

住所 京都府綾部市小呂町深谷 7 番地
氏名 白波瀬隆明

住所 京都府綾部市小呂町梨貝 1 1 番地
氏名 四方晋

住所 京都府綾部市小呂町庄尻 2 4 番地の 1
氏名 木下幸太朗

住所 京都府綾部市里町向屋敷 8 8 番地
氏名 秋田直之

住所 京都府綾部市小呂町堂本 2 番地
氏名 四方千嘉雄

住所 京都府綾部市上野町小倉 3 1 番地
氏名 四方藤夫

住所 京都府宇治市槇島町南落合 6 4 番地の 4 5
氏名 岡本秀和

住所 京都府綾部市小呂町兼行 1 番地
氏名 村上田鶴江

住所 京都府綾部市小呂町小谷 2 1 番地
氏名 村上一三

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 7 番地
氏名 白波瀬茂

住所 京都府綾部市小呂町深谷 1 番地
氏名 四方美好

住所 京都府綾部市小呂町中戸 7 番地
氏名 秋田光男

住所 大阪府吹田市竹見台四丁目 1 番 B 1 1 - 5 0 8 号
氏名 梅原明雄

住所 京都府綾部市小呂町有立 4 番地
氏名 四方勇夫

住所 京都府綾部市小呂町宮ヶ迫 3 番地の 6
氏名 梅原三夫

3 公告期間

令和6年8月9日から令和6年11月9日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告 1 1 1 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 8 月 1 5 日から令和 6 年 8 月 3 0 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 1 1 2 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により次のとおり認可した。

令和 6 年 8 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 農用地利用集積等促進計画の概要

※別表掲示済み

2 認可した日

令和 6 年 8 月 1 6 日

綾部市公告第 1 1 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 8 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 7 号

下水道整備事業、浄化槽設置工事その 3 に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 6 年 8 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 6 7 6 号 |
| (2) 工 事 名 | 浄化槽設置工事その 3 |
| (3) 工事場所 | 綾部市有岡町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 小型合併処理浄化槽設置
5 人槽構造基準型 1 基
7 人槽構造基準型 P 付 1 基
7 人槽コンパクト型 P 付 1 基
計 3 基 |
| (5) 予定工期 | 令和 6 年 9 月 2 5 日から
令和 7 年 2 月 1 日まで (1 3 0 日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 6 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で浄化槽工事の登録があり、かつ土木工事・建築工事・管工事のいずれかにおいて、A 1 等級、A 等級、B 等級のいずれかで登録されており、令和 6 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 浄化槽工事に係る綾部市発注工事で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和6年8月26日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は800円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年8月29日（木）午前9時から午後6時まで

令和6年8月30日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月29日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求められます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年9月5日（木）から

令和6年9月6日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和6年9月9日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 令和6年9月13日（金）午前9時から午後6時まで
令和6年9月17日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月17日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

令和6年9月18日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
1	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	(氏 名) ----- 手 持 工 事 (工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

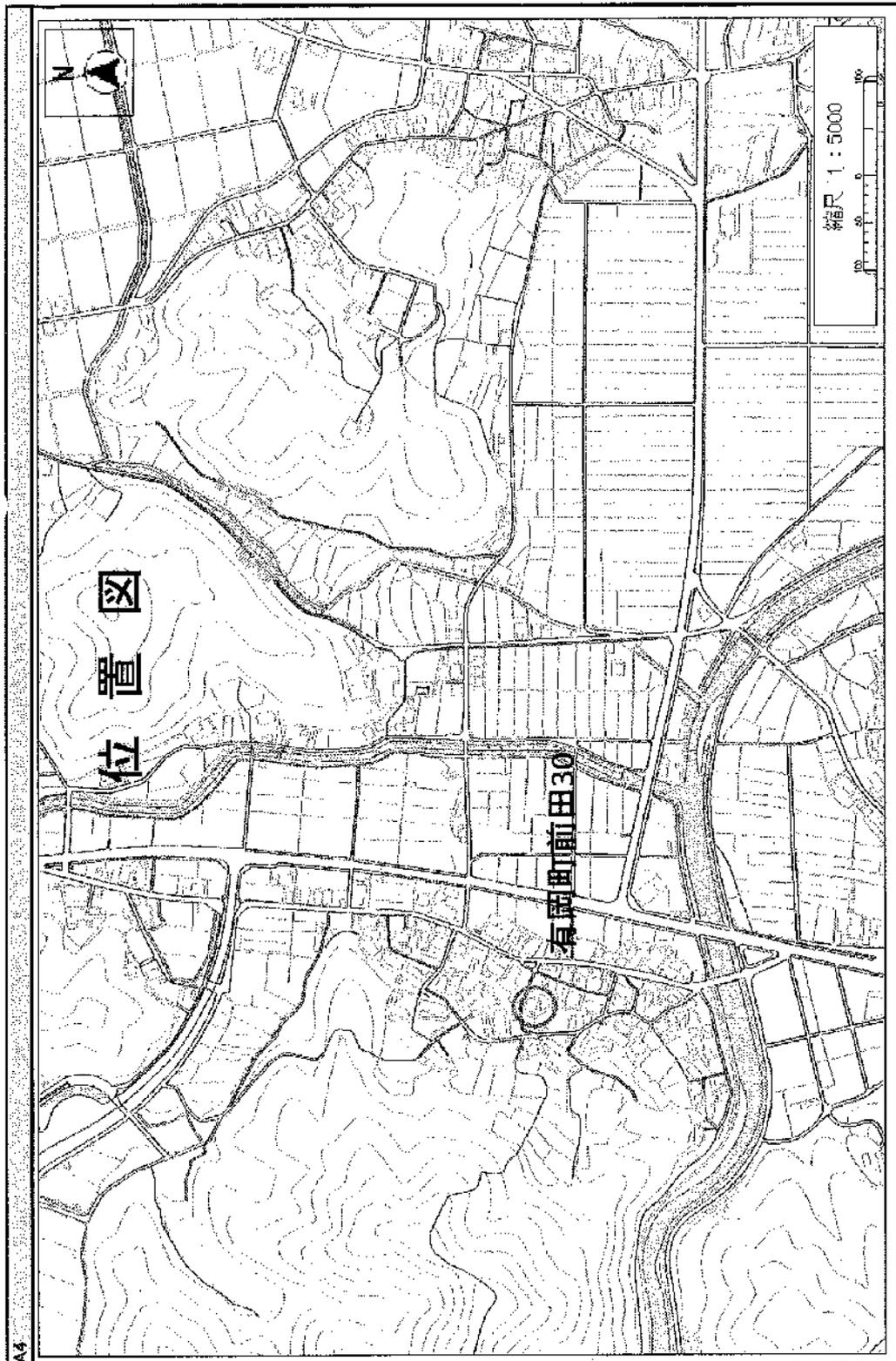
2) 主任技術者

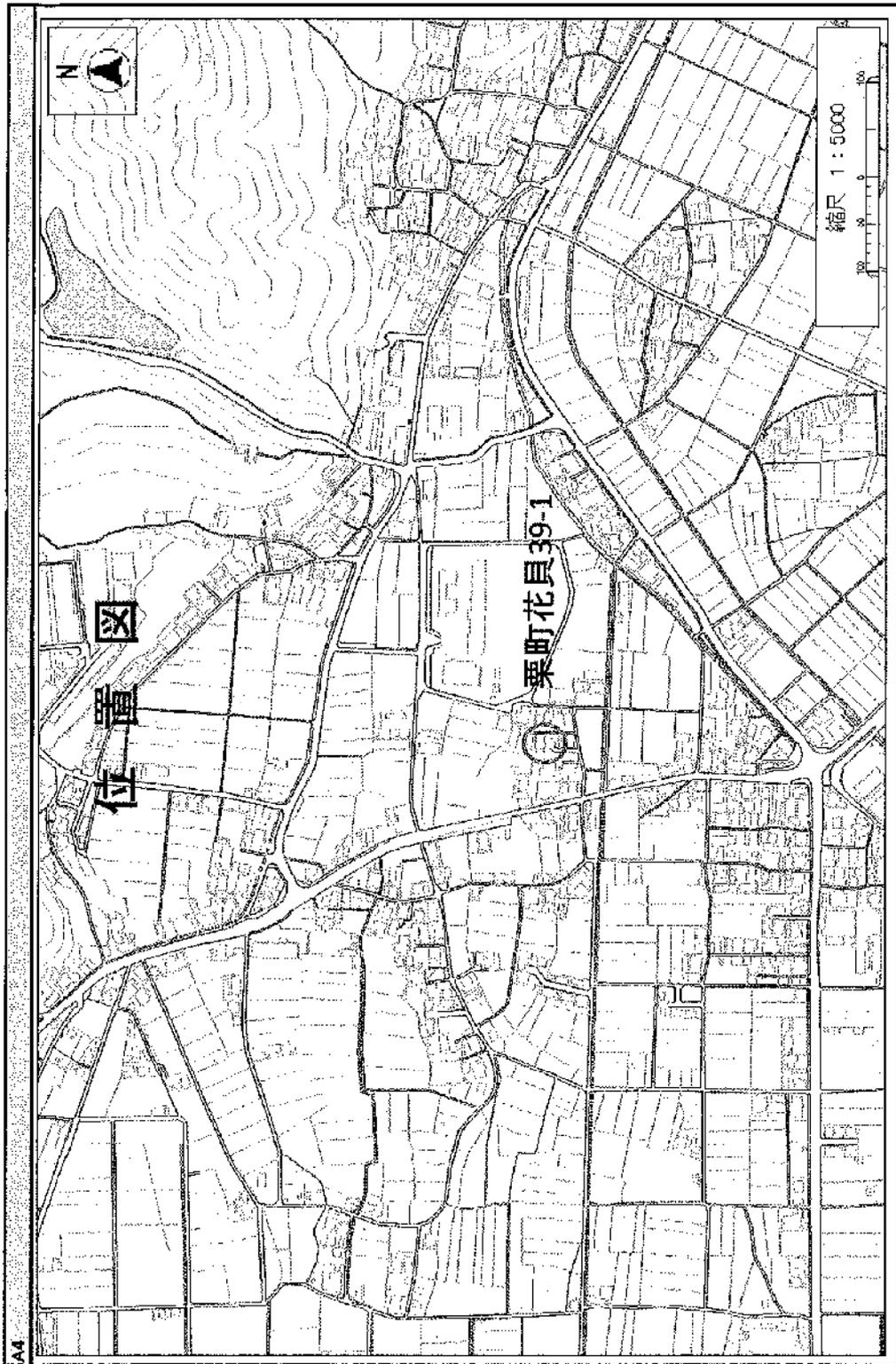
- 1 土木工事・建築工事・管工事のいずれかで技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

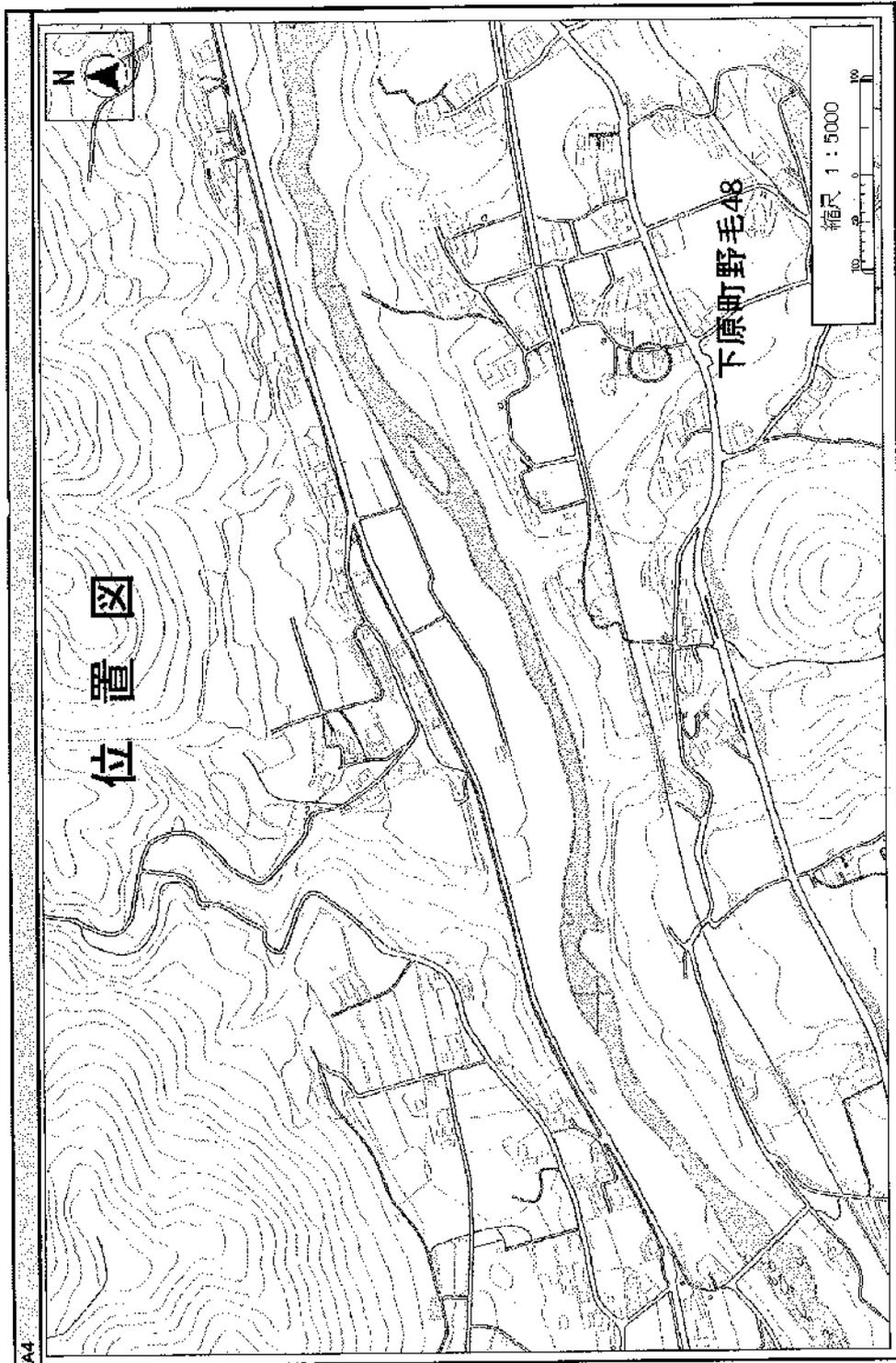
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。







綾部市公告第118号

令和6年8月5日付け綾部市公告第104号で公告を行った工事について、電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）を電子入札による条件付一般競争入札に変更します。

令和6年8月30日

綾部市長 山崎善也

記

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第506 69号 |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（6-1）工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市田野町 |
| (4) 工事概要 | L=837.5m W=2.6～7.3m
アスファルト舗装工 A=3,396㎡ |
| (5) 予定工期 | 令和6年9月10日から
令和7年1月27日まで（140日間） |

2 公告の変更内容

- 12 その他 (6) を削除する。

綾部市公告第119号

令和6年8月5日付け綾部市公告第105号で公告を行った下記の工事について、
入札公告を取り下げます。

令和6年8月30日

綾部市長 山崎善也

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 第50670号
(2) 工事名 里町舗装復旧工事
(3) 工事場所 綾部市里町
(4) 工事概要 L = 360.0 m W = 5.0 ~ 25.2 m
舗装打替工 A = 244 m²
路面切削工 A = 2,699 m²
オーバーレイ工 A = 2,699 m²
区画線工 L = 804 m
(5) 予定工期 令和6年9月10日から
令和7年1月17日まで(130日間)

2 理由

閲覧設計図書に不備が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和6年度第6回（8月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和6年8月20日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- 1 日 時 令和6年8月22日（木）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項

・議第11号 令和6年度綾部市一般会計補正予算（第2号）について

綾部市選挙管理委員会告示第10号

令和6年9月定時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録の日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年8月23日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

選挙人名簿の登録の日 令和6年9月2日

綾部市選挙管理委員会告示第11号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

532人

綾部市選挙管理委員会告示第12号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

8,852人

綾部市選挙管理委員会告示第13号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月2日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

4, 426人